

II. 事務分担（案）

- H28年度に実施している2,830事務(市2,821事務、府9事務(調整中の10事務を含む))について、各事務の概要及び事務分担(案)の考え方を、12「分野」別に記載。
- 新たな大都市制度移行までに終了することが想定される97事務については、「13 終了事務」に、まとめて記載。

【凡例】

- 「事務の名称」
：局と区が役割分担をしながらも一体的となって実施している事務については、事務の名称が局と区で同一となっているが、その場合、区の事務名称の末尾に(区)と記載。
- 「所属」
：現在当該事務を実施している所属を記載。なお、府の所属については、冒頭に「府」を記載の上、所属名を記載。
- 「事務の種別」
：H28年5月1日時点の状況を記載。
「法令」 = 法令(法律、政令、府省令)の具体的条項に基づき、行政庁や行政主体(以下、「行政庁等」)に具体的な行為が義務付けられているもの、あるいは、行政庁等に具体的な権限が付与されているもの等
「要綱等」 = 国の要綱・通知に基づいて行政庁等が実施している事務
「任意」 = 上記のいずれにも該当しない事務(大阪市条例に基づく事務、市の単独事務等含む)
- 「大都市特例等」
：「法令」事務及び「要綱等」事務について、実施する行政庁等の権限を「政令市」「中核市」「一般市」「都道府県」等に分けて記載。
根拠法令で別途定められているものなどは、その内容を記載。
- 「執行体制」
：H28年5月1日現在で当該事務を執行している人員(正規職員のみ(任期付任用職員を含む)。特別会計に所属する人員を含む。)を記載。
- 「事業費」
：H28年度当初予算における当該事務の事業費(一般会計ベース。人件費は除く。単位:千円)を記載。
- 「事務分担案」
：新たな大都市制度移行時に当該事務を担う主体に「○」を記載。
「広域」 = 新たな広域自治体で実施。

「特別区」= 特別区で実施。ただし、複数の特別区が連携して当該事務を実施する場合は、「連携」とし、その形態として一部事務組合とする場合は「一組」、機関等の共同設置については「共同」と付記。
なお、例外的に今後事務分担(案)を整理する事務(10事務)については、「検討中」と記載。

《1. こども》

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 （人正員規）	総事業費 【人件費除く】	事務分担率			考え方
											特別区	広域	各区	連携
1	児童養護施設等の入所・徴収金の決定、措置費	1	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務(政令市)	児童福祉法第56条第2項(第50条第7号)に規定される児童養護施設等にかかる徴収金について、各区保健福祉センターにおいて執行する実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押。 ・予算決算	こども青少年局	法令	指定都市		0.7	656				◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。
		2	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務(政令市)(区)	児童福祉法第56条第2項(第50条第7号)に規定される児童養護施設等にかかる徴収金について、各区保健福祉センターにおいて執行する実務の指導監督、全区の予算・決算の総括、未収案件の差押。 ・徴収金額の算定、送付、督促	こども青少年局	法令	指定都市		0.0	0				同上
		3	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務(中核市)	児童福祉法第56条2項(第50条第7号)に規定される児童養護施設等にかかる徴収金業務を、本人・その扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県・市町村に嘱託。 ・予算決算 ※実績なし	こども青少年局	法令	中核市		0.0	0				同上
		4	児童相談所の入所措置にかかる児童養護施設等徴収金の決定に関する事務(中核市)(区)	児童福祉法第56条2項(第50条第7号)に規定される児童養護施設等にかかる徴収金業務を、本人・その扶養義務者の居住地又は財産所在地の都道府県・市町村に嘱託。 ・徴収金額の算定、送付、督促 ※実績なし	こども青少年局	法令	中核市		0.0	0				同上
		5	法に基づく措置費(児童養護施設、児童自立支援施設、里親、児童心理治療施設、乳児院、ファミリーホーム、自立援助ホーム)に関する事務	・児童相談所が児童福祉法第27条第1項第3号に規定する措置を採った場合において、児童福祉施設への入所や里親等への委託に要する費用、入所後の保護、委託後の養育につき、児童福祉法第45条の最低基準を維持するために要する費用として、当該児童福祉施設等に措置費を支払い。	こども青少年局	法令	指定都市		1.3	7,605,257				同上
2	児童相談所に関する事務	6	こども相談センター 相談業務	児童福祉法第12条に基づき、設置が義務づけられた機関として、児童が心身ともに健やかに育成されるよう相談援助活動を実施。 ・18歳未満のこどもに関する相談(養護相談、障がい相談、非行相談、育成相談等):専門的な調査・判定に基づいた指導(治療)・措置等 ・児童虐待相談:通告・通報を受け、必要に応じて立入調査等の対応、介入後の家族再統合等の援助	こども青少年局	法令	指定都市		93.6	211,572				◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ◆児童相談所・一時保護所が各特別区へ整備されるまでの間にについては、経過的に一部の特別区では共同設置。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 （人正員規）	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方	
											特別区	広域	各区	通境	
		7	こども相談センター 相談業務（少年法関連）	家庭裁判所に文書により、あるいは文書に児童の身柄をつけて送致。 ・児童がいわゆる重大事件に相当する法に触れる行為を行い、警察により送致を受けた事件については、原則、家庭裁判所へ送致 ・児童の行動の自由を制限し、またはその自由を奪うような強制的措置を必要とするときは、原則、家庭裁判所へ送致	こども青少年局	法令	指定都市		0.0	0	○				同上
		8	こども相談センター 相談業務（児童虐待の防止等に関する法律関連）	・専門的な調査・判定に基づいた指導（治療）・措置等 ・通告を受け、必要に応じて、安全確認、一時保護、立入調査等の対応	こども青少年局	法令	指定都市		15.5	1,101	○				同上
		9	こども相談センター 里親制度普及促進事業及び里親委託推進支援事業にかかる事務	・児童福祉施設に入所中の児童のうち、里親家庭で生活することが望ましいと判断された児童の委託を広く全国の里親を対象に行い、受託を希望する里親や里親希望者を対象に研修、家庭訪問調査、委託後の訪問指導（里親制度普及促進事業） ・新規登録里親の開拓（里親委託推進事業） ・要保護児童の養育に不慣れな里親への相談員の派遣（里親訪問支援事業） ・一時的な里親不在時のサポート要員の派遣（里親養育援助事業） ・養育技術に関する研修会の実施、指導を通じて里親への総合的な支援（家庭養育推進事業）	こども青少年局	要綱等	中核市		2.2	6,120	○				同上
		10	こども相談センター 里親への情報提供、助言、研修その他の援助に関する事務	・里親に対して、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助	こども青少年局	法令	指定都市		2.8	8,792	○				同上
		11	こども相談センター 週末里親事業にかかる事務	児童福祉施設に入所している児童で、保護者の面会や一時帰宅の機会のない児童等を週末里親として登録した家庭に週末等に月1回程度（学校の長期休業中には数日間）宿泊。 家庭生活を体験して、個別的な支援の向上、児童の健全育成、将来の施設退所後の自立を促進。	こども青少年局	任意			0.5	9,738	○				◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ◆児童相談所・一時保護所が各特別区へ整備されるまでの間にについては、経過的に一部の特別区では共同設置。
		12	こども相談センター 障がい児入所等に関する児童相談所長意見他に関する事務	・障がい児入所給付または通所支給要否などについて情報提供・意見等、協力及び必要な援助	こども青少年局	法令	指定都市		1.6	0	○				◆地域住民の福祉に係る事務は、住民に身近な基礎自治体が地域の実情に応じて実施すべき事務のため、各特別区で実施。 ◆児童相談所・一時保護所が各特別区へ整備されるまでの間にについては、経過的に一部の特別区では共同設置。

《2. 福祉》

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 （人正規）	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	特別区	各區	
1	社会福祉関連	1	社会福祉審議会関係業務	児童福祉を含む社会福祉全般にかかる調査審議を行う社会福祉審議会の運営を行う。	福祉局	法令	中核市		0.2	669		◎		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		2	社会福祉審議会関係業務(児童福祉法関係)	児童福祉を含む社会福祉全般にかかる調査審議を行う社会福祉審議会の運営を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		◎		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		3	社会福祉審議会関係業務(身体障害者福祉法施行令関係)	児童福祉を含む社会福祉全般にかかる調査審議を行う社会福祉審議会の運営を行う。	福祉局	法令	中核市		0.0	0		◎		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。
		4	大阪市保護司研修等事業補助金	大阪市内の保護司が更生保護の取組みの推進強化を図り、社会福祉等への理解を深めるために必要な研修経費の一部を補助する。	福祉局	任意			0.1	800		◎		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		5	上海市との社会福祉交流事業	上海市との友好交流協定書に基づき、上海市と大阪市との間で経済、文化等にわたり交流を深めてきており、高齢者社会対策等をはじめとした社会福祉事業についても情報交換等を行う交流事業を実施する。	福祉局	任意			0.1	645		◎		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で判断の上実施。
		6	社会福祉統計調査	法定受託事務である国民生活基礎調査及び国委託による社会福祉施設等調査・介護サービス施設・事業所調査等にかかる事務。	福祉局	法令	一般市		0.2	1,953		◎		◆各地方公共団体において実施すべき事務であり、各特別区で実施。
		7	社会福祉センター管理運営	社会福祉センター社会福祉事業の進展を図り、市民の福祉増進に寄与するとともに、社会福祉関係団体との連絡調整、社会福祉事業に関する情報の収集及び提供等)の管理運営並びに施設の維持管理に関するごと。 【所在地】天王寺区	福祉局	任意			1.0	40,892		◎		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から所在区で判断の上実施。

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 （人正員規）	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方	
											特別区	広域	各区	連携	
2 社会福祉法人・事業の許認可・指導等		8	社会福祉研修・情報センター運用管理	大阪市社会福祉研修・情報センター施設を利用して行う次の業務を指定管理業務として委託し、指定管理事業者との連絡調整を行う。 ・社会福祉施設職員等の研修 ・介護実習 ・社会福祉に関する情報収集・調査研究事業等 【所在地】西成区	福祉局	要綱等	一般市		0.3	120,997		○			◆より地域の実情を反映した施策展開による住民福祉の向上の観点から、研修・実習等事業については各特別区で判断の上実施。施設の運営管理については、施設の所在する特別区で実施。
		9	総合福祉システム運用管理事務（ICT報告外）	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務のうち、ICT戦略室との協議が不要なもの。	福祉局	任意			0.5	27,473		○	組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系システムについては、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては、一部事務組合において共通システムとして共有。	
		10	総合福祉システム運用管理事務	市民サービスの向上と事務の効率化を目的に、福祉六法（生活保護法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法）事務全般をシステム化した総合福祉システムの運用管理事務を行なう。	福祉局	任意			8.4	478,969		○	組	◆住民生活に密接に関連する住民情報系システムについては、システム管理の効率性を確保する観点から、移行時においては、一部事務組合において共通システムとして共有。	
		11	社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会）関係業務	・高齢者福祉全般にかかる調査審議を行う社会福祉審議会（高齢者福祉専門分科会）の運営を行う。	福祉局	法令	中核市		0.6	2,098		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。	
		12	社会福祉審議会（民生委員審査専門分科会）関係事務	民生委員の選任や解雇等の際に、広く市民や学識経験者の意見を聴取することにより、適正な民生委員を委嘱する。また、選考方法や推進基準等について大きな見直しが必要となった際に意見を聴取する。	福祉局	法令	中核市		0.0	152		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。	
		13	社会福祉法人認可関係業務（登録免許税法施行規則）（中核市権限）	乳児院等以外に係る社会福祉事業に供する不動産の登記に関する証明	福祉局	法令	中核市		0.5	0		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。	
		14	社会福祉法人・施設監査業務（中核市権限）	・社会福祉事業を経営する者に対する調査 ・施設を設置して第1種社会福祉事業を経営する者に対する改善命令 ・社会福祉事業の制限又は停止等の命令	福祉局	法令	中核市		0.1	154		○		◆地域の実情に応じたきめ細かな福祉サービスによる住民福祉の向上の観点から各特別区で実施。	

《7. 都市魅力》

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	執行体制 (人正員規)	総事業費 【人件費除く】	事務分担案			考え方
											広域	各区	連携	
1 観光振興(成長・集客関連)	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【府市連携事業】	1	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【府市連携事業】	【現在、府市で連携し事業を実施しているもの】 ・大阪・光の饗宴事業 ・御堂筋活性化事業 ・水と光のまちづくり推進事業	経済戦略局	任意			8.6	234,598	◎			◆大阪全体の統一的な戦略の下、都市魅力を向上させ、内外から人を呼び込む観光施策については、広域で判断の上実施。 ◆新たな大都市制度の下で、大阪全体の成長・集客が図れるよう施策を構築。
		2	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・先行的に取り組む広域的事業】・大阪城エリア観光拠点化事業	【先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業として位置づけられている事業】 ・大阪城エリア観光拠点化事業	経済戦略局	任意			4.9	169,946	◎			同上
		3	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・先行的に取り組む広域的事業】・大阪城天守閣学芸業務	【先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業として位置づけられている事業】 ・大阪城天守閣学芸業務	経済戦略局	任意			5.0	36,171	◎			同上
		4	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・先行的に取り組む広域的事業】・天王寺公園・動物園の魅力向上事業	【先行的に取り組む広域的な新規・拡充事業として位置づけられている事業】 ・天王寺公園・動物園の魅力向上事業	経済戦略局	任意			2.9	17,239	◎			同上
		5	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【大阪観光局事業】	・大阪観光局事業 プロモーション活動の推進 都市魅力の創造とインフラ整備推進 MICE誘致の推進 マーケティング・情報発信など	経済戦略局	任意			2.4	320,118	◎			同上
	観光交流の促進に関する業務【一般会計】	6	観光交流の促進に関する業務【一般会計】	クルーズ船の寄航誘致による観光・集客資源の発掘、交流促進を図り、また夢洲地区における観光拠点の形成を目指し、もって経済波及効果の発揮とともに、臨海部の活性化へつなげるため、一般会計上次の事務を実施。 ・クルーズ客船: 大阪観光局とともに「大阪港クルーズ客船誘致推進会議」の運営、官民協働によるクルーズ客船の誘致・受入・客船ターミナルの整備・ターミナルの整備をPFI手法による実施。 ・夢洲地区での観光拠点の形成など、夢洲のまちづくり方針や土地利用等を策定する ・2025年に万博を夢洲地区に誘致するための関係機関との調整	港湾局	任意			4.4	27,202	◎			◆官民連携による大阪・関西へのインバウンド誘致を促進するものであり、大阪全体の観光・集客戦略・都市魅力向上に資するものであることから、広域で判断の上実施。
		7	観光交流の促進に関する業務【港営事業会計】	夢洲地区における観光拠点の形成を目指し、もって経済波及効果の発揮とともに、臨海部の活性化へつなげるため、港営事業会計上次の事務を実施。 ・夢洲地区での観光拠点の形成など、夢洲のまちづくり方針や土地利用等を策定する ・2025年に万博を夢洲地区に誘致するための関係機関との調整	港湾局	任意			0.3	0	◎			同上

事務区分番号	事務区分	No.	事務の名称	事務の概要	所属	事務の種別	大都市特例等	その他権限の内容	事務分担表			考え方	
									執行体制 （人正員規）	総事業費 【人件費除く】	特別区		
広域	各区	連携											
2	観光振興(地域関連)	8	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・シティプロモーション等の業務】	【現在、大阪市が単独で実施しているもの：「市」としてのシティプロモーション等の業務】 「三都物語」コーディネート事業 ・京阪神3大都市外客誘致実行委員会事業 ・関西国際空港内広域観光案内推進事業 ・「歴史」と「食」の魅力発信事業など	経済戦略局	任意			7.5	24,899			◆観光プロモーションについて、広域で実施すべきものは主に大阪観光局事業として実施しており、市においては、基礎自治体・地元自治体として応分の分担を求められている事業または地域固有の魅力開発・発信に寄与する事業を実施していることから、各特別区で判断の上実施。
		9	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・観光客受入環境整備事業】	【現在、大阪市が単独で実施しているもの：特定のエリアを中心に実施している業務】 ・外国人等観光客受入環境整備事業 ・観光バス乗降場の利便性向上事業 ・観光魅力向上のための歴史・文化的まちなみ創出事業 ・観光案内表示板の設置 ・大阪城公園内特設案内所における観光案内業務など	経済戦略局	任意			3.6	52,747			◆観光客受入環境整備について、広域で実施すべきものは府または大阪観光局事業として実施しており、市においては、基礎自治体として観光客受入に伴う地域固有の課題解決のための事業を実施している現状を踏まえ、各特別区で判断の上実施。
		10	観光に係る施策の総合的企画、調査及び連絡調整に関する事務【市実施事業・施設管理】	【現在、大阪市が単独で実施しているもの：特定のエリアを中心に実施している業務】 ・築港地区活性化事業施設管理運営	経済戦略局	任意			0.8	0			◆現時点で市が管理を行う施設は、基礎自治体が管理すべき築港地区2施設（もと赤レンガ倉庫、もと中央突堤2号上屋）のみであることから、立地する特別区で判断の上実施。
3	文化振興(成長・都市魅力創造関連)	11	文化振興にかかる事務(全市的な観点で実施している事業)・(広域)	芸術文化振興事業のうち、平成28年度現在、全市的な観点で実施しているもので、かつ広域的な事業： 大阪アーツカウンシル等による文化行政の推進、大阪アジアン映画祭の開催、咲くやこの花賞受賞者支援事業、文化創造拠点ネットワークの形成(中央公会堂(北区))、咲くやこの花賞事業、大阪文化祭賞・大阪文化賞事業、三好達治賞事業、織田作之助賞事業、大阪市芸術活動振興事業助成(特別助成)、(一財)地域創造に対する分担金、芸術文化魅力育成プロジェクト、文楽を中心とした古典芸能振興事業、芸術・文化団体サポート事業	経済戦略局	任意			5.5	196,348			◆大阪全体の成長や都市魅力創造による文化振興サイクルの確立を図るため統一的、戦略的に実施すべき文化施策については、広域で判断の上実施。 ◆新たな大都市制度の下で、大阪全体の成長や都市魅力の創造を図れるよう施策を構築。
		12	大阪市生涯学習情報提供システム(中央公会堂分)	大阪市生涯学習情報提供システムで大阪市中央公会堂の予約情報を市民に提供。	経済戦略局	任意			0.1	2,227			◆中央公会堂の利用に係るシステムであり、施設を所管する広域で判断の上実施。
4	文化施設(博物館、美術館等)	13	博物館群の魅力向上等	・市立の博物館施設の運営事業及び連携による機能の向上と新たな事業展開によるサービスの向上に資する事業 ・博物館施設改修事業 ・史跡難波宮跡維持管理等	経済戦略局	任意			5.3	1,748,515			◆博物館・美術館等の文化施設については、大阪全体の成長や都市魅力の創造に資することから、独立行政法人化の上広域で一体的に実施。
		14	大阪市立美術館の魅力向上	・大阪市立美術館(天王寺区)の大規模改修 ・リニューアル後の美術館については隣接する「慶沢園」の活用などにより更なる美術館の魅力向上、集客力向上、来館者満足度向上を図る	経済戦略局	任意			1.9	54,000			◆博物館・美術館等の文化施設については、大阪全体の成長や都市魅力の創造に資することから、独立行政法人化の上広域で一体的に実施。